〇 主文

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

原告

- 1 被告が原告に対して昭和四九年八月二一日した自動車運転免許停止処分は無効 であることを確認する。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

被告

主文と同旨

当事者の主張

請求原因

原告は自動車運転免許を有していたところ、被告は原告に対して昭和四九年八 月二一日に六〇日間の免許停止処分(以下本件停止処分という。)をした。その理由とするところは、原告が昭和四九年六月二二日に起こした交通事故(以下本件事 故という。)に関して原告が歩行者側方安全間隔不保持(反則点数二点)及び右違 反行為に起因する重傷事故(反則点数九点)という二つの違反行為をしたとして、 前記の反則点数をそれぞれ認定し、その結果法定の反則累積点数を超過したという にある。

しかしながら、本件事故の態様は左記のとおりである。 2

記

原告は昭和四九年六月二二日午前六時四〇分頃、兵庫県三原郡<地名略>地先の県 道西淡三原線の道路上を時速約一二キロメートルで自軍を進行させ、歩行者Aの動静に注意しつつ同人を追い越そうとしていたところ、同人が右に体の向きを変え道 路を横断するような様子を示し、同人が車に接触しそうに見えたので、原告はブレーキをかけ自車を停止させたところ、Aは停止した車に自ら接触し、よろめきなが ら道路脇の側溝へ落ち、全治六日間の負傷をしたものである。

3 右のとおり、本件事故はAの過失により発生したものであつて、原告の過失による歩行者の側方安全間隔の不保持によるものでなく、しかも被害者の負傷の程度 も全治六日間にすぎず重傷事故ではない。

それゆえ、本件停止処分は重大かつ明白な瑕疵が存し無効である。

そして無効な本件停止処分が存在することにより原告の自動車運転免許につい て種々の不利益が存するのでこれを排除する必要がある。 よつて本件停止処分の無効の確認を求める。

被告の本案前の主張

- 行政処分の無効確認の訴えは、当該処分が無効で、かつ、当該処分が存在する とにより原告の法的地位に不安が存する場合、原告の右不安を排除するために認 められるものであり、それゆえ右不安の排除が原告にとつてもはや不可能または無 意味になつたときは、その訴えの利益は失われるものである。
- 原告は本件停止処分後である昭和四九年一一月九日に自動車運転免許の取消処 分を受けたのでこれに対し右運転免許取消処分の取消しの訴えを提起したが、第一 審(徳島地裁昭和五〇年(行ウ)第三号、昭和五一年一月二八日判決)で請求棄 却、第二審(高松高裁昭和五一年(行コ)第一号、昭和五一年六月一七日判決) 控訴棄却、上告審(最高裁昭和五一年(行ツ)第七九号、昭和五一年一二月一四日 -二小法廷判決)で上告棄却の各判決があつたものである。
- それゆえ、原告は本件訴えによつても、その法律上の地位の回復はもはや不可 能であり、未件処分の無効確認を求める訴えの利益はない。

被告の本案前の主張に対する原告の認否

1、3項は争う。2項は認める。なお、原告が前記運転免許取消処分の取消訴訟において主張した違法事由は、本訴で主張する無効事由と同一である。

O

- 左記の事実は当事者間に争いがないか、あるいは当裁判所に顕著な事実であ る。
- 本件停止処分は、原告の昭和四八年四月二〇日の指定通行区分違反(反則点数 一点、以下点数のみで記す。)、同年一〇月三〇日の速度超過二〇キロメートル未 満(一点)、および本件事故に関する歩行者側方安全間隔不保持(二点)と右違反 に起因し、専ら原告の不注意にもとづく重傷事故(九点)を理由としてなされた。

- 2 その後、原告は右停止期間中である昭和四九年九月一二日に無免許運転(八 点)を犯し、昭和四九年一一月一九日被告により、反則累積点数が二一点になつた として免許取消処分(欠格期間一年間、以下単に本件後行取消処分という。)を受 けた。
- 3 原告は、本件後行取消処分の取消しを求める訴えを提起し、本件事故についての原告の過失及び被害者の負傷の程度について被告に事実誤認があることを主張したが、昭和五一年一月二八日徳島地裁昭和五〇年(行ウ)第三号判決で請求棄却となり、右判決は原告の控訴、上告を経て、昭和五一年一二月一四日に確定した(控訴審、上告審の事件番号等は被告主張のとおりである。以下、この訴訟な前訴と称する。)。
- 4 本件訴えは、本件後行取消処分に先立つ本件停止処分の無効確認を求めるものであるが、その無効事由として主張するところは、右取消訴訟の第一審判決事実摘示欄の原告の主張をほぼその通りに引き写した同内容のものである。

- 三 よつて、本件訴えを却下することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法九条、民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 岩佐善巳 安廣文夫 新井慶有)